

建築分野における木材利用の促進に向けた取組

令和4年5月
国土交通省 住宅局

1. 2050年カーボンニュートラルの実現に向けた建築基準の
合理化について
2. 令和4年度 関連予算について

1. 2050年カーボンニュートラルの実現に向けた建築基準の合理化について

令和4年4月22日

住宅局

「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律案」を閣議決定

～2050年CN※の実現に向けて、建築物の省エネ化及び木材利用の促進を図ります！～

※CN：カーボンニュートラル

2050年CNの実現に向けて、省エネ化促進など経済構造の転換が強く求められている現下の情勢も踏まえ、「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律案」が本日閣議決定されました。

1. 背景

2050年CN、2030年度温室効果ガス46%排出削減（2013年度比）の実現に向け、我が国のエネルギー消費量の約3割を占める建築物分野における取組が急務となっています。

また、温室効果ガスの吸収源対策の強化を図る上でも、我が国の木材需要の約4割を占める建築物分野における取組が求められているところです。

このため、今般、建築物の省エネ性能の一層の向上を図る対策の抜本的な強化や、建築物分野における木材利用の更なる促進に資する規制の合理化などを講じるものです。

2. 法律案の概要

（1）省エネ対策の加速

① 省エネ性能の底上げ・より高い省エネ性能への誘導

- 全ての新築住宅・非住宅に省エネ基準適合を義務付け
- トップランナー制度（大手事業者による段階的な性能向上）の拡充
- 販売・賃貸時における省エネ性能表示の推進

② ストックの省エネ改修や再エネ設備の導入促進

- 住宅の省エネ改修に対する住宅金融支援機構による低利融資制度を創設
- 市町村が定める再エネ利用促進区域内について、建築士から建築主へ再エネ設備の導入効果の説明義務を導入
- 省エネ改修や再エネ設備の導入に支障となる高さ制限等の合理化

（2）木材利用の促進

① 防火規制の合理化

- 大規模建築物について、大断面材を活用した建築物全体の木造化や、防火区画を活用した部分的な木造化を可能とする
- 防火規制上、別棟扱いを認め、低層部分の木造化を可能に

② 構造規制の合理化

- 二級建築士でも行える簡易な構造計算で建築可能な3階建て木造建築物の範囲の拡大 等

（3）その他

- 省エネ基準等に係る適合性チェックの仕組みを整備 等

＜問い合わせ先＞ 国土交通省住宅局 代表：03-5253-8111、直通：03-5253-8513、FAX：03-5253-1630
法案全般：建築指導課 企画専門官 田伏（内線：39-505）、課長補佐 安達（内線：39-517）
省エネ基準適合義務付け等：参事官（建築企画担当）付 建築環境推進官 高木（内線：39-461）
省エネ改修に対する低利融資制度：総務課住宅金融室 企画専門官 細萱（内線：39-713）
省エネ改修等に支障となる高さ制限等の合理化：市街地建築課 企画専門官 藤原（内線：39-602）
木材利用の促進：参事官（建築企画担当）付 企画専門官 渡邊（内線：39-515）

● 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律案

背景・必要性

2050年カーボンニュートラルに向けた取組

- 2050年カーボンニュートラル、2030年度温室効果ガス46%削減(2013年度比)の実現に向け、エネルギー消費の約3割を占める建築物分野での省エネ対策の加速
- あわせて、木材需要の約4割を占める建築物分野での木材利用を促進し、吸収源対策の強化に寄与

【2050年】

- ストック平均で、ZEH・ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス/ビル)水準の省エネ性能の確保を目指す

【2030年】

- 新築について、ZEH・ZEB水準の省エネ性能の確保を目指す

抜本的な取組の強化が必要不可欠

○ 「成長戦略フォローアップ」(2021年6月18日閣議決定)

- ・ 建築基準法令について、木材利用の推進、既存建築物の有効活用に向け、2021年中に基準の合理化等を検討し、2022年から所要の制度的措置を講ずる

法案の概要

1. 省エネ対策の加速

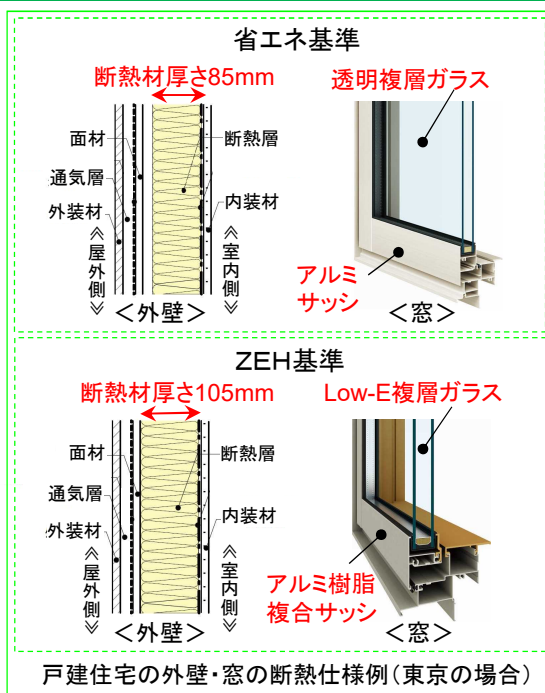
【建築物省エネ法・建築基準法・住宅金融支援機構法】

① 省エネ性能の底上げ・より高い省エネ性能への誘導

- ・ 全ての新築住宅・非住宅に省エネ基準適合を義務付け
(現行は中大規模の非住宅) ※十分な準備期間を確保
- ・ トップランナー制度(大手事業者による段階的な性能向上)の拡充、誘導基準の強化等を通じ、ZEH・ZEB水準へ誘導
- ・ 販売・賃貸時における省エネ性能表示の推進

② ストックの省エネ改修や再エネ設備の導入促進

- ・ 省エネ改修に対する住宅金融支援機構による低利融資制度を創設
- ・ 市町村が定める再エネ利用促進区域内について、建築士から建築主へ再エネ導入効果の説明義務を導入
- ・ 省エネ改修や再エネ設備の導入に支障となる高さ制限等の合理化



2. 木材利用の促進

【建築基準法・建築士法】

① 防火規制の合理化

- ・ 大規模建築物について、大断面材を活用した建物全体の木造化や、区画※を活用した部分的な木造化を可能とする
※ 高い耐火性能の壁・床での区画により延焼抑制
- ・ 防火規制上、別棟扱いを認め、低層部分の木造化を可能に

② 構造規制の合理化

- ・ 二級建築士でも行える簡易な構造計算で建築可能な3階建て木造建築物の拡大(高さ13m以下→16m以下) 等



従来、低層部分も耐火構造とする必要



<その他> 省エネ基準等に係る適合性チェックの仕組みを整備 等

【目標・効果】

- 建築物分野の省エネ対策の徹底、吸収源対策としての木材利用拡大等を通じ、脱炭素社会の実現に寄与
- 2013年度からの対策の進捗により、建築物に係るエネルギー消費量を約889万kL削減(2030年度)

2. 令和4年度 関連予算について

サステナブル建築物等先導事業（木造先導型）

令和4年度予算額：
環境・ストック活用推進事業66.3億円の内数

木造化に係る住宅・建築物のリーディングプロジェクトを広く民間等から提案を募り、支援を行うことにより、総合的な観点からサステナブルな社会の形成を図る。

令和4年度事業 募集期間：第Ⅰ期 4/22～6/10、第Ⅱ期 7/1～8/26

（１）多様な用途の先導的木造建築物への支援

先導的な設計・施工技術が導入される実用的で多様な用途の木造建築物等の整備に対し、国が費用の一部を支援。

● 補助対象事業者

民間事業者、地方公共団体等

● 補助額

【調査設計費】

先導的な木造化に関する費用の1/2以下。

【建設工事費】

木造化による掛増し費用の1/2以下。

（ただし算出が困難な場合は建設工事費の15%）

※ 補助額の上限は原則合計5億円

● 対象プロジェクト

下記の要件を満たす木造建築物

（公募し、有識者委員会により選定）

- ① 構造・防火面で先導的な設計・施工技術の導入されるもの
 - ② 使用する材料や工法の工夫により整備コストを低減させるなどの、木材利用に関する建築生産システムについて先導性を有するもの
 - ③ 主要構造部に木材を一定以上使用するもの
 - ④ 建築基準法上特段の措置を要する一定規模以上のもの
 - ⑤ 先導的な技術について、内容を検証し公表するもの
 - ⑥ 建築物及びその情報が、竣工後に多数の者の目に触れると認められるもの
- ※特に普及性に優れたプロジェクトを優先採択する「普及促進枠」を設定（令和2年度～）



CLTを用いた10階建て共同住宅



木質耐火部材を用いた大規模庁舎

（２）実験棟整備への支援と性能の検証

CLT等新たな木質建築材料を用いた工法等について、建築実証と居住性等の実験を担う実験棟の整備費用の一部を支援。

● 補助対象事業者

民間事業者、地方公共団体等

● 補助額

【調査設計費及び建設工事費】

定額（上限30百万円）



CLT（直交集成板）パネル



CLT工法による実験棟

● 対象プロジェクト

下記の要件を満たす木造の実験棟

（公募し、有識者委員会により選定）

- ① 木材利用に関する建築生産システム等の先導性を有するもの
- ② 国の制度基準に関する実験・検証を行うもの
- ③ 公的主体と共同または協力を得た研究の実施
- ④ 実験・検証の内容の公表
- ⑤ 実験・検証の一般公開等による普及啓発等

《実績》 合計115件（H22～26年度までの前身事業の実績を含む。取下げ分を除く）

（近年の年度別） H27:5件、H28:20件、H29:9件、H30:11件、R1:8件、R2:12件、R3:11件

カーボンニュートラルの実現に向け、炭素貯蔵効果が期待できる木造の中高層住宅・非住宅建築物について、優良なプロジェクトに対して支援を行う。

令和4年度事業 募集期間：第Ⅰ期 4/22～6/10、第Ⅱ期 7/1～8/26

事業概要

【補助要件】

次の①～⑤を満たすもの

①主要構造部に木材を一定以上使用する木造の建築物等
（木造と他の構造との併用を含む）

②耐火構造又は準耐火構造とすることが求められるもの

③不特定の者の利用又は特定多数の者の利用に供するもの

（劇場、病院、ホテル、共同住宅、学校、児童福祉施設、美術館、
百貨店、商業施設、展示場、事務所等）

④多数の利用者等に対する木造建築物等の普及啓発に関する取組がなされるもの

⑤省エネ基準に適合するもの（公的主体が事業者の場合は、
ZEH・ZEBの要件を満たすもの）

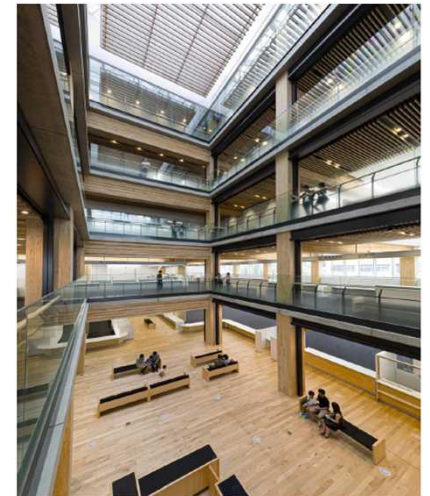
【補助事業者】民間事業者等

【補助対象費用】

- ・調査設計計画費のうち木造化に係る費用
- ・建設工事費のうち木造化による掛かり増し費用相当額

【補助率・上限額】1/3等（上限300百万円）

＜補助対象となる建築物イメージ＞



中層の木造の建築物（事務所）のイメージ

木造住宅の担い手である大工技能者の減少・高齢化が進む中、木造住宅及び都市部における非住宅や中高層の木造建築物(都市木造建築物)の生産体制の整備を図るため、民間団体等が行う大工技能者等の確保・育成の取組や、拡大余地のある都市木造建築物を担う設計者の育成・サポート等の取組に対する支援を行う。

(1)大工技能者等の担い手確保・育成事業

民間団体等が複数年計画に基づき実施する、大工技能者等の確保・育成の取組を支援。

【事業内容】

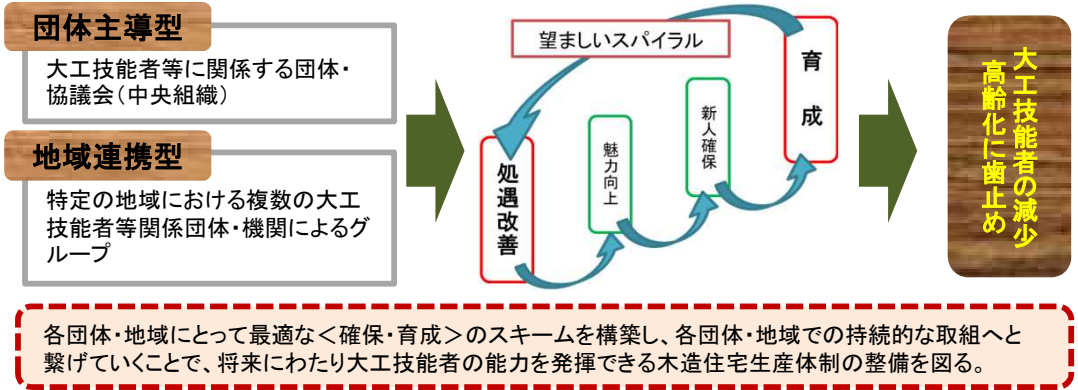
①団体主導型

大工技能者等に関する民間団体等が全国的に実施する大工技能者等の確保・育成の取組に対する支援を行う。

②地域連携型

地域における複数の大工技能者関係機関が連携して実施する大工技能者等の確保・育成の取組に対する支援を行う。

【補助対象】 大工技能者等の確保・育成の取組に要する費用



(2)都市木造建築物設計支援事業

都市木造建築物の設計の円滑化に資する環境を整備する取組及び都市木造建築物を担う設計者を育成・サポートする取組を支援。

【事業内容】

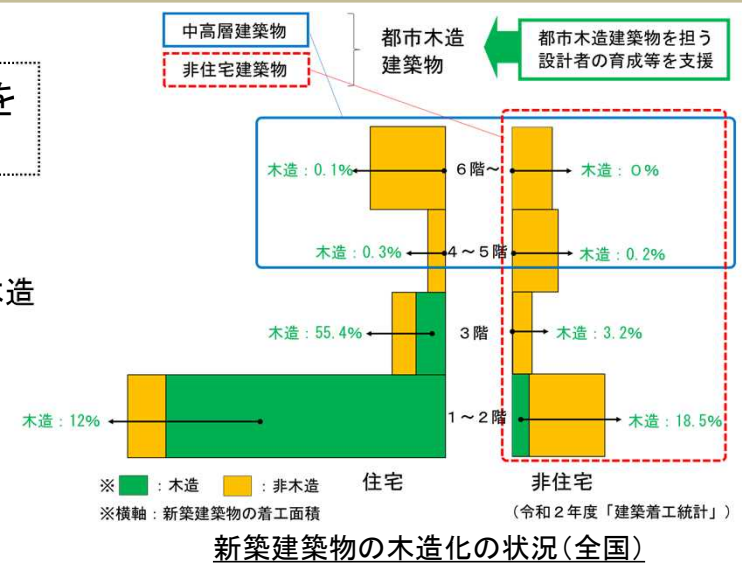
①都市木造建築物設計支援情報の集約一元化

都市木造建築物の設計に資する技術情報を集約・整理し、設計者へ一元的に提供する「中大規模木造建築ポータルサイト(令和3年2月17日開設)」の拡充と普及に対する支援を行う。

②都市木造建築物設計者の育成

都市木造建築物の設計を担う意匠及び構造設計者に対する講習会の実施に対する支援を行う。

【補助対象】 ①中大規模木造建築ポータルサイトの拡充と普及に要する費用
②都市木造建築物の設計に関する講習会の実施に要する費用



「中大規模木造建築ポータルサイト」の開設(令和3年2月17日)

- 戸建住宅や鉄骨造・鉄筋コンクリート造に慣れ親しんだ設計者であっても、非住宅(店舗・事務所など) や中高層の建築物を木造で設計できる設計者はまだまだ少数です。
- 設計者への支援を通じて木造建築の普及を図り、脱炭素社会の実現に貢献します。

※炭素を固定し、再生産可能な木材を積極的に利用することは、化石燃料の使用量を抑制し二酸化炭素の排出削減に資するため、建築物における木材利用、特に木造建築物の普及は、脱炭素社会の実現に重要な役割を果たします。

中大規模木造建築ポータルサイト
～中大規模建築を木でつくるための技術・情報集約サイト～

文字サイズ ●標準 拡大 気になるワードを検索する 検索

ホーム ポータルサイトについて 中大規模木造建築入門ガイド 設計技術情報 講習会情報 担い手・サプライチェーン情報 補助金・表彰制度情報 よくある質問 相談室(※登録者限定)

◎ログイン

◎メールアドレス
◎パスワード
ログイン

◎パスワードを忘れたら
◎登録内容の変更はこちら
新規登録

新着情報
→ 新着情報一覧

＜ポータルサイトURL＞ <https://mokuzouportal.jp/index.html>

